

山梨県公報

号外第十五号

平成二十七年

三月二十五日

水曜日

目次

山梨県世界遺産富士山基本条例……………	五
山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例……………	六
山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例……………	六
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	八
山梨県行政手続条例の一部を改正する条例……………	一二
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例……………	一三
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………	一三
山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	一七
山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	一九
山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	二一
山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例……………	三八
山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	三九
山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………	四四
山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例……………	四五
山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	四六
山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………	四七
山梨県教育委員会組織条例等の一部を改正する条例……………	五〇
山梨県県行造林条例を廃止する条例……………	五一
山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………	五一
山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………	五一
山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	五一
山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例……………	五一

条例のあらまし

○ 山梨県世界遺産富士山基本条例(条例第三号)(富士山保全推進課)

1 富士山の保全に関する施策について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、富士山の保全に関する施策を総合的に推進し、もって信仰の対象及び芸術の源泉として顕著な普遍的価値を有する富士山を後世に引き継ぐことに資することを目的とすることとした。

2 富士山の保全に関する施策についての基本理念を次のとおり定めることとした。

- (一) 富士山の保全に関する施策は、良好な景観の形成、自然環境の保全と適正な利用の確保及び富士山を構成する文化財の適切な保存・管理を旨として行われなければならない。
- (二) 富士山の保全に関する施策は、一般の人々による富士登山等が後世に引き継がれるよう、安全・安心な来訪を可能とする環境の整備を旨として行われなければならない。

(三) 富士山の保全に関する施策は、行政、民間団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

3 県は、富士山の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、当該施策の推進体制を整備する責務を有することとした。

4 県民等は、富士山の価値について理解を深め、保全活動に主体的に取り組むよう努めることとした。

5 県が行う施策の基本となる事項を次のとおり定めることとした。

- (一) 良好な景観の形成及び自然環境の保全に係る措置
- (二) 富士山を構成する文化財の適切な保存・管理に係る措置
- (三) 来訪者の特定の時期への集中による影響の防止に係る措置
- (四) 富士山の保全に関する学習の機会等の提供及び民間団体等の自主的な活動の促進
- (五) 安全・安心な来訪のための措置
- (六) 登山者が遵守すべき事項等の周知
- (七) 登山者等に対する資金の出えん等の協力の要請

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例(条例第四号)(企画課)

1 地方自治法施行令の一部改正に鑑み、知事の調査等の対象となる法人を次のとおり定めることとした。

- (一) 県が資本金、基本金等の四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
 - (二) 県が資本金、基本金等の四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例**（条例第五号）（都市計画課）
- 1 甲府駅南口における安全かつ円滑な交通の確保を図り、もって交通機関を利用する県民の利便に資するとともに、県民に交流の場を提供するため、次のとおり駅前広場を設置することとした。
- (一) 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (2) ① 名称 甲府駅南口駅前広場
 - ② 位置 甲府市
- (二) 知事は、駅前広場の区域を告示する。
- (三) 施設の種類は、一般自動車待機場、タクシー待機場、歩道その他駅前広場を利用する者の利便のために必要な施設とする。
- (四) 駅前広場において禁止される行為及び許可が必要な行為を定める。
- (五) タクシー待機場を利用しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者は、知事の許可を受け、使用料を支払うものとする。
- (六) 一般自動車待機場を三十分を超えて利用する者は、使用料を支払うものとする。
- (七) 知事は、国等が公用又は公共用として使用する場合等には、使用料を減免できることとする。
- (八) その他駅前広場の管理等に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- **山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第六号）（市町村課）
- 1 知事の権限に属する事務のうち次の法令に係る事務の一部について、新たに市町村が処理する事務とすることとした。
- (一) 国有財産法及び国有財産法施行令
 - (二) 建築基準法及び建築基準法施行令
 - (三) 山梨県公有財産事務取扱規則
- 2 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法令に係る事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。

- (一) 建築基準法
 - (二) 浄化槽法
 - (三) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - (四) 不動産登記法及び国有財産法施行令
 - (五) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 3 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)の法令に係る事務の一部については、同年六月一日から施行することとした。
- **山梨県行政手続条例の一部を改正する条例**（条例第七号）（行政改革推進課）
- 1 行政手続法の一部改正に鑑み、処分及び行政指導に関する手続に次の事項を追加することとした。
- (一) 行政指導の方式 行政指導の際に、許認可等の処分権限を行使し得る旨を示すときは、当該権限行使の根拠条項その他所要の事項を示さなければならないこと。
 - (二) 行政指導の中止等の求め 行政指導の相手方は、法律等の要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導の中止等を求めることができること。
 - (三) 処分等の求め 何人も、条例等違反事実等の是正のため、処分権限を有する行政庁又は行政指導権限を有する県の機関に申し出て、当該処分等をすることを求めることができること。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- **山梨県職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第八号）（人事課）
- 1 警察活動の強化を図るため、警察官の定数を八人増員することとした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- **山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第九号）（警察本部交通企画課）
- 1 道路交通法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- (一) 道路交通法施行令で定める手数料の標準額に合わせ、運転免許手数料等を次のとおり改定する。
- | | | | | |
|-----------------------|--------|---|--------|---|
| (1) 運転免許試験手数料 | 一、八〇〇円 | ↓ | 一、七五〇円 | 等 |
| (2) 技能検定員審査手数料から減額する額 | 四、一五〇円 | ↓ | 四、〇〇〇円 | 等 |
| (3) 教習指導員審査手数料から減額する額 | 四、一五〇円 | ↓ | 四、〇〇〇円 | 等 |
- (二) 講習手数料を次のとおり定める。
- 自転車運転者講習に係る講習手数料 講習一時間について一、九〇〇円
- 2 この条例は、1(一)については平成二十七年四月一日から、1(二)については同年六月一日から施行することとした。
- **山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

（条例第十号）（障害福祉課）

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、厚生労働省令で定める基準に従う等して次の改正を行うこととした。
 - (一) 一定の要件を満たす指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する児童発達支援等を法定給付の対象である基準該当通所支援とみなすこととする。
 - (二) 主として重症心身障害児を受け入れる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、その利用定員を五人以上とすることができることとする。

- 2 1(一)及び(二)に掲げるもののほか、指定通所支援の事業等に関する基準について、厚生労働省令で定める基準のとおり改めることとした。
- 3 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（障害福祉課）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、厚生労働省令で定める基準に従う等して次の改正を行うこととした。
 - (一) 一定の要件を満たす指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する生活介護等を法定給付の対象である基準該当障害福祉サービスとみなすこととする。
 - (二) 平成三十七年三月三十一日までの特例として、一定の要件を満たす場合には、病院の敷地内において指定共同生活援助の事業を行うことができることとする。
- 2 1(一)及び(二)に掲げるもののほか、指定障害福祉サービスの事業等に関する基準について、厚生労働省令で定める基準のとおり改めることとした。
- 3 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十二号）（長寿社会課）

- 1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、厚生労働省令で定める基準に従う等して次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例 同一法人が設置した近接する複数の地域密着型特別養護老人ホームが相互に連携して運営する場合に、当該施設の職員配置に関する基準を緩和する。
 - (二) 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例及び山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業（実施主体は事業者）が地域支援事業（実施主体は市町村）に移行することに伴い、関係する規定を改める。
- (三) 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例 介護支援専門員

は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から各種のサービスに係る計画の提出を求めるものとする。

- 2 1(一)から(三)までに掲げるもののほか、指定居宅サービスの事業等に関する基準について、厚生労働省令で定める基準のとおり改めることとした。
- 3 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（消費生活安全課）

- 1 食品表示法の施行に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 食品表示法に違反する食品を自主回収の報告の対象に加える。
 - (二) 原産地に関する情報の提供の充実に努めるべき加工食品について、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の表示基準で定める加工食品」から「食品表示法の表示基準で定める加工食品」に移行する。
- 2 この条例は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行することとした。

○ 山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（衛生薬務課）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による食品衛生法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 食品衛生管理者の養成施設等の登録に係る手数料を次のとおり定める。
 - (1) 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料 一五〇、〇〇〇円
 - (2) 食品衛生管理者講習会登録申請手数料 九〇、〇〇〇円
 - (二) 営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に次の内容を追加する。
 - (1) 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の管理運営の基準
 - (2) 健康被害のおそれが否定できない苦情についての知事への報告
 - (三) 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を開始し、又は廃止したときは、知事に届け出ることとする。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（産業集積課）

- 1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めることとした。
- 2 廃棄する機器に係る使用料について、項目を削ることとした。
- 3 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例及び山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（みどり自然課）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこと

- とした。
- (一) 条例の題名を「山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例」に改める。
 - (二) 知事の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者が解散した場合には、清算人は、その旨を届け出ることとする。
 - (三) 麻酔銃猟許可証の交付を受けた者が死亡し、又は解散した場合には、戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は清算人は、その旨を届け出ることとする。
- 2 この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行することとした。
- **山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（建築住宅課）
- 1 建築基準法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外の許可に係る手数料を定める。
 - (二) 建築主事が指定構造計算適合性判定機関に対し構造計算適合性判定を求める場合における確認申請手数料の額への当該判定に要する費用の加算に関する規定を削除する。
 - (三) 建物内の全ての者が避難を終了するまでの間倒壊及び延焼を防止するために必要な性能を有している建築物に対する規制を緩和する。
 - (四) 建築基準法令の規定の適用を受けない移転の範囲の認定に係る手数料を定める。
 - 2 この条例は、1(一)については平成二十七年四月一日から、1(二)から(四)までについては同年六月一日から施行することとした。
- **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（財政課）
- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律の施行による食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び土壤汚染対策法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 食鳥処理衛生管理者の養成施設等の登録及び土壤の汚染の状況の調査等を行う指定調査機関の指定に係る手数料を定める。
 - (二) 宅地建物取引主任者の改称に伴い手数料の名称等を改めるとともに、宅地建物取引士証の再交付に係る手数料を定める。
 - (三) 二級建築士又は木造建築士の免許手数料の額を改めるとともに、書換え交付及び再交付に係る手数料を定める。
 - (四) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の金額の区分に、住宅性能評価書が提出された場合の区分を設け、当該区分に該当する場合における手数料の額を定める。
 - (五) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について、建築主事が指定構造計算適合性判定機関に対し構造計算適合性判定を求める場合における確認申請手数料の額

- への当該判定に要する費用の加算に関する規定を削除する。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、1(五)については、同年六月一日から施行することとした。
- **山梨県教育委員会組織条例等の一部を改正する条例**（条例第十九号）（教育庁総務課）
- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県教育委員会の委員の人数等を定める。
 - (二) 次の条例について、教育長が特別職となること等に関し規定の整理を行う。
 - (1) 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例
 - (2) 山梨県職員給与条例
 - (3) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
 - (4) 山梨県職員の退職手当に関する条例
 - (5) 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例
 - (6) 山梨県職員旅費条例
 - (7) 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例
 - (8) 特別職の職員の退職手当に関する条例
 - (9) 山梨県教育委員会職員等定数条例
 - 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- **山梨県県行造林条例を廃止する条例**（条例第二十号）（県有林課）
- 1 県行造林に係る収益の分収等が完了したことに伴い、山梨県県行造林条例を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- **山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（消費生活安全課）
- 1 地方消費者行政活性化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日（平成二十七年三月三十一日）を平成三十年三月三十一日に改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（障害福祉課）
- 1 地域自殺対策緊急強化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日（平成二十七年三月三十一日）を平成二十八年三月三十一日に改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）

(医務課)

1 第一次及び第二次山梨県地域医療再生計画事業の完了に伴い、基金は、基金事業の経費に充てる見込みのない金額を国庫に納付するため、条例の失効期日前においても処分することができることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例(条例第二十四号)

(森林環境総務課)

1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日(平成二十七年三月三十一日)を平成二十八年三月三十一日に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県世界遺産富士山基本条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第三号

山梨県世界遺産富士山基本条例

(目的)

第一条 この条例は、富士山の保全に関する施策について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、富士山の保全に関する施策を総合的に推進し、もつて信仰の対象及び芸術の源泉として顕著な普遍的価値を有する富士山を後世に引き継ぐことに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

一 富士山 第四号及び第十四条を除き、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産である富士山をいう。

二 富士山の保全 富士山の有する顕著な普遍的価値の保全をいう。

三 顕著な普遍的価値 人類全体にとって現代及び将来の世代に共通した重要性を有する傑出した文化的な意義をいう。

四 富士登山 富士山(山岳である富士山をいう。第十四条において同じ。)における登山をいう。

る登山をいう。

(基本理念)

第三条 富士山の保全に関する施策は、富士山が所在する場所及びその周辺の地域(以下「富士山が所在する場所等」という。)の良好な景観の形成並びに自然環境の保全及びその適正な利用の確保が図られるとともに、富士山を構成する個々の文化財が適切に保存され、及び管理されることを旨として行われなければならない。

2 富士山の保全に関する施策は、一般の人々による富士登山、山麓の霊地への巡礼等の文化的な伝統が富士山の有する顕著な普遍的価値を形成する重要な要素であることに鑑み、このような伝統が後世に引き継がれるよう、富士山が所在する場所等への安全で安心な来訪を可能とする環境を整備することを旨として行われなければならない。

3 富士山の保全に関する施策は、富士山が国、県、関係地方公共団体、民間団体等の多様な主体によって管理され、又は利用されているものであることに鑑み、これらのものの相互の密接な連携の下に、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(次項、次条及び第六条において「基本理念」という。)にのっとり、富士山の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、国、関係地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携して富士山の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(県民及び来訪者の役割)

第五条 県民及び富士山が所在する場所等を来訪する者(次条、第十条及び第十一条において「来訪者」という。)は、基本理念にのっとり、富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、富士山の保全に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 富士山が所在する場所等で事業を行う者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、富士山が所在する場所等の良好な景観の形成及び自然環境の保全、富士山を構成する個々の文化財の保護、来訪者の安全の確保その他の富士山の保全について配慮するとともに、県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の施策の策定等に当たつての配慮)

第七条 県は、富士山が所在する場所等の良好な景観又は自然環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、富士山が所在する場所等の良好

な景観又は自然環境の保全について配慮するものとする。

(良好な景観の形成等)

第八条 県は、富士山が所在する場所等の良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(富士山を構成する個々の文化財の適切な保存等)

第九条 県は、富士山を構成する個々の文化財の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(来訪者の特定の時期への集中による影響の防止)

第十条 県は、来訪者が特定の時期に集中することによる富士山の保全への影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(富士山の保全に関する学習の機会の提供等)

第十一条 県は、県民、来訪者等が、富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、及び富士山の保全に関する意識を高めるとともに、これらの者の富士山の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動を促進するための措置)

第十二条 県は、県民、民間団体等が自発的に行う富士山の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(富士山が所在する場所等への安全で安心な来訪のための措置)

第十三条 県は、人々が安全に安心して富士山が所在する場所等を来訪することができるとようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(富士登山をする者が遵守すべき事項等の周知)

第十四条 県は、富士山の自然環境の保全を図り、かつ、富士登山をする者の安全の確保を図るため、国、関係地方公共団体その他の関係者との連携の下に、富士登山をする者が遵守し、又は注意すべき事項を周知させるために必要な措置を講ずるものとする。

(巡視の実施等)

第十五条 県は、国又は関係地方公共団体との連携の下に、富士山の保全に関する施策を適正に実施するために必要な巡視、観測及び測定を行うものとする。

2 県は、富士山が所在する場所等の自然環境に関する調査研究、富士山の歴史及び文化に関する調査研究その他の富士山の保全に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査研究を実施するものとする。

3 県は、第一項に規定する巡視、観測及び測定並びに前項に規定する調査研究の体制を整備するものとする。

(協力の要請)

第十六条 県は、富士登山をする者等に対し、富士山の保全に関する施策を円滑に推進するための資金のうえんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、富士山の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四号

山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百二十二条第一項第三号及び第四項第二号の規定に基づき、知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(地方自治法施行令第五百二十二条第一項第三号に規定する条例で定める法人)

第二条 地方自治法施行令第五百二十二条第一項第三号に規定する条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(地方自治法施行令第五百二十二条第四項第二号に規定する条例で定める法人)

第三条 地方自治法施行令第五百二十二条第四項第二号に規定する条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例

(設置)

第一条 甲府駅南口における安全かつ円滑な交通の確保を図り、もって交通機関を利用する県民の利便に資するとともに、県民に交流の場を提供するため、駅前広場を設置する。

(名称及び位置)

第二条 駅前広場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
甲府駅南口駅前広場	甲府市

(駅前広場の区域)

第三条 甲府駅南口駅前広場の区域は、知事が告示するものとする。

(施設の種類)

第四条 甲府駅南口駅前広場の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

一 一般自動車待機場

二 タクシー待機場

三 歩道

四 前三号に掲げるもののほか、甲府駅南口駅前広場を利用する者の利便のために必要な施設

(行為の禁止)

第五条 甲府駅南口駅前広場においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

一 交通の妨害となるような方法で寝そべり、座り、又はこれらに類する行為をすること。

二 球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

三 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。

四 土石、竹木等の物件を堆積すること。

五 竹木の伐採、植物の採取その他これらに類する行為をすること。

六 貼紙又は貼札をすること。

七 ごみの投棄その他不衛生な行為をすること。

八 たき火等火災の発生するおそれのある行為をすること。

九 歩道へ車馬を乗り入れること。

十 規則で定める規格を超える車両により一般自動車待機場を利用すること。

十一 前各号に定めるもののほか、甲府駅南口駅前広場の利用又は管理に支障を及ぼす行為をすること。

(行為の許可)

第六条 甲府駅南口駅前広場において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

二 業として写真、映画等の撮影をすること。

三 多数の者の集合する催しを行うこと。

2 知事は、前項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、甲府駅南口駅前広場の利用又は管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

四 当該行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第八条第二項において単に「暴力団」という。)の利益となると認められるとき。

3 知事は、甲府駅南口駅前広場の安全かつ円滑な交通の確保のため必要な限度において、第一項の許可に条件を付することができる。

(利用の許可)

第七条 タクシー待機場を利用しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。)を営業者をいう。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、甲府駅南口駅前広場の円滑な交通の確保のため必要な限度において、前項の許可に条件を付することができる。

3 第一項の許可の期間は、一年を超えてはならない。

(利用の制限等)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項若しくは前条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは第六条第三項若しくは前条第二項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 第五条、第六条第一項又は前条第一項の規定に違反した者
- 二 第六条第三項又は前条第二項の条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けた者
- 四 前三号に掲げるもののほか、甲府駅南口駅前広場の安全かつ円滑な交通の確保に支障があると認められる行為をした者

2 知事は、第六条第一項各号に掲げる行為による甲府駅南口駅前広場の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(使用料)
第九条 一般自動車待機場を三十分を超えて利用した者は、別表第一に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 第七条第一項の許可を受けた者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)
第十条 知事は、次に掲げる場合においては、前条の使用料(第三号及び次条において単に「使用料」という。)を減額し、又は免除することができる。

- 一 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用として使用する場合
- 二 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、公益上特に使用料を減額し、又は免除する必要があると認められる場合

(使用料の還付)
第十一条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、第七条第一項の許可を受けた者の責に帰さない理由により当該許可を取り消した場合は、この限りでない。

(警察本部長への情報提供依頼)
第十二条 知事は、次に掲げる場合においては、第六条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に

関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第六条第一項の許可をしようとする場合
 二 第八条第二項の規定による第六条第一項の許可の取消し若しくはその効力の停止又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

(知事への情報提供)
第十三条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その

保有する情報により第六条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。(委任)
第十四条 この条例の施行に必要事項は、規則で定める。

附則
 (施行期日)
 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。(準備行為)

2 第三条の規定による甲府駅南口駅前広場の区域の告示及び第七条第一項の規定によるタクシー待機場の利用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例によりすることができる。

別表第一(第九条関係)

区分	単位	金額
利用時間が三十分を超える部分	利用時間三十分までごとに 一台につき	五〇〇円
備考	利用時間に三十分未満の端数がある場合は、当該端数を三十分とする。	

別表第二(第九条関係)

区分	単位	金額
タクシー待機場	一台につき年額	七、七〇〇円
備考	使用に係る期間が一年未満である場合は、月割計算により徴収する。この場合において、一月未満の端数があるときは、当該端数を一月とする。	

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

<p>ヨ 法第八十六条第一項の規定による一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の認定の申請の受理</p> <p>タ 法第八十六条第二項の規定による一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請の受理</p> <p>レ 法第八十六条第三項の規定による広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の許可の申請の受理</p> <p>ソ 法第八十六条第四項の規定による広い空地を有する一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の許可の申請の受理</p> <p>ツ 法第八十六条の二第一項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請の受理</p> <p>ネ 法第八十六条の二第二項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物及び同条第三項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請の受理</p> <p>ナ 法第八十六条の五第一項の規定による一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定及び許可の取消しの申請の受理</p> <p>ラ 法第八十六条の六第二項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離及び高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理</p> <p>ム 法第八十六条の八第一項の規定による既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の申請の受理</p> <p>ウ 法第八十六条の八第三項の規定による既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の変更の申請の受理</p> <p>第一條の表八の項に次のように加える。</p> <p>ホ 法第九十条の三の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出の受理</p> <p>ノ 政令第三百三十一条の二第二項及び第三項の規定による建築物の認定の申請の受理</p> <p>オ 政令第三百三十七条の十六第二号の規定による移転の認定の申請の受理</p> <p>第二條の表九の項及び十の項を次のように改める。</p>	<p>都市計画</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

<p>イ 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定の申請の受理</p> <p>ロ 法第四十三条第一項ただし書の規定による建築の許可の申請の受理</p> <p>ハ 法第四十四条第一項第二号の規定による建築の許可の申請の受理</p> <p>ニ 法第四十四条第一項第三号の規定による建築の認定の申請の受理</p> <p>ホ 法第四十四条第一項第四号の規定による建築の許可の申請の受理</p> <p>ヘ 法第四十七条ただし書の規定による建築の許可の申請の受理</p> <p>ト 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書（これらの規定を法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請の受理</p> <p>チ 法第五十一条（法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請の受理</p> <p>リ 法第五十二条第十項、第十一項及び第十四項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請の受理</p> <p>ヌ 法第五十三条第四項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請の受理</p> <p>ル 法第五十三条第五項第三号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理</p> <p>ヲ 法第五十三条の二第一項第三号及び第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理</p> <p>ワ 法第五十五条第二項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請の受理</p> <p>カ 法第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さの許可の申請の受理</p> <p>ヨ 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請の受理</p> <p>タ 法第五十七条第一項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理</p>	<p>法（昭和四十三年法律第四百号）第四條第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）の存する各市町村（甲府市を除く。）</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

九 法に基づく事務のうち次に掲げるもの

- レ 法第五十七条の二第一項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の申請の受理
- ソ 法第五十七条の三第一項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しの申請の受理
- ツ 法第五十七条の四第一項ただし書の規定による特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- ネ 法第五十九条第一項第三号の規定による建築物の容積率、建蔽率及び建築面積に関する特例の許可の申請の受理
- ナ 法第五十九条第四項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請の受理
- ラ 法第五十九条の二第一項の規定による建築物の容積率及び各部分の高さに関する特例の許可の申請の受理
- ム 法第六十条の三第一項ただし書の規定による特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- ウ 法第六十八条第一項第二号の規定による景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- 斗 法第六十八条第二項第二号の規定による景観地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- ノ 法第六十八条第三項第二号の規定による景観地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- オ 法第六十八条第五項の規定による景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- ク 法第六十八条の三第一項から第三項まで及び第七項の規定による建築物に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- ヤ 法第六十八条の三第四項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
- マ 法第六十八条の四の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- ケ 法第六十八条の五の二の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請の受理
- フ 法第六十八条の五の三第二項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理

- コ 法第六十八条の五の五第一項及び第二項の規定による建築物に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
- エ 法第六十八条の五の六の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請の受理
- テ 法第六十八条の七第五項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請の受理

十 削除

第二条の表十五の項中「次項」を「十五の二の項」に、「各市町村」を「各町村」に改める。

第二条の表十六の二の項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改める。

第二条の表二十一の五の項中「中央市」を「中央市 市川三郷町」に改める。

第二条の表二十二の二の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項イ中「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的のための」を削り、「もの」の下に「であつて鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るもの」を加える。

第二条の表二十二の四の項中「甲府市」を「甲府市 都留市」に改める。

第二条の表二十二の六の項中「甲府市」を「甲府市 富士吉田市」に改める。

第二条の表二十二の八の項中「早川町」を「早川町 身延町」に、「丹波山村」を「小菅村 丹波山村」に改める。

第二条の表二十四の項を次のように改める。

二十四 削除

第二条の表二十九の項中「上野原市 中央市」を「上野原市」に改める。

第二条の表に次のように加える。

三十四 県有財産の管理に関する規則に基づく事務（道路法第三条第四号に規定する市町村道及び同法第十七条第二項から第四項までの規定により市町村が管理する県道の用に供されている県有財産に係るものに限る。）であつて別に規則で定めるもの	富士吉田市 都留市 大月市 葦崎市
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

においては新条例第二条の表二の三の項、二十一の五の項、二十二の四の項及び二十二の八の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第七号

山梨県行政手続条例の一部を改正する条例

山梨県行政手続条例(平成七年山梨県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導(第三十条―第三十四条)」を「第四章 行政指導(第三十條―第三十四條)」を 第四章の二 処分等の求

十條―第三十四條の二) に改める。

め(第三十四條の三) 」に改める。

第二条第三号中「並びに第三十二条」を「、第三十二条並びに第三十三条第二項」に改め、同条第五号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三条中「第四章」を「第四章の二」に改め、同条第八号中「かわる」を「関わる」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十四条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと判断するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述の

市 南ア	市 中央	市 市川	三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町	昭和町	西桂町	忍野村	山中湖	村 鳴沢	村 富士	河口湖町
------	------	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	------	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表二十二の二の項の改正規定 平成二十七年五月二十九日

二 第二条の表八の項の改正規定(「から十の項まで」を「及び九の項」に改める部分を除く。) 平成二十七年六月一日

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第二条の表一の三の項、二十一の五の項、二十二の四の項及び二十二の八の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事とした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後

ための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと認料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。
第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 処分等の求め

第三十四条の三 何人も、条例等に違反する事実がある場合においてその是正のためにされるべき処分又は法令に違反する事実がある場合においてその是正のためにされるべき行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該条例等に違反する事実又は当該法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法令の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第三十五条の見出しを削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(山梨県税条例の一部改正)

2 山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第四条の二第二項中「第三十三條第三項」を「第三十三條第四項」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改める。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第八号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第六条中「一、六四四人」を「一、六五二人」に、「一、九五五人」を「一、九六三人」に改める。

附則第三項中「千六百五十九人」を「千六百六十七人」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第九号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
別表第六の十一の項を次のように改める。

十一 運転免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
--------------	-----------------------	----------------------------------------	------

十七の項を次のように改める。

		仮運転免許に係る試験		
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七千六百五十円)
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千七百円
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千五百五十円
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二千八百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千四百円）

別表第六の十二の項中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に、「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百円」を「四千七百五十円」に改め、同表十三の項中「二千八百円」を「二千八百五十円」に、「千七百円」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に、「千円」を「千五十円」に改め、同表十五の項中「三千六百円」を「三千五百円」に改め、同表二十一の項中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千円」を「三千円」に改め、同表二十二の項中「千二百円」を「千円」に改め、同表二十三の項中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に、「二万八千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同表二十四の項中「千二百円」を「千円」に改め、同表二十五の項中「一万五千円」を「一万四千九百五十円」に、「九千四百五十円」を「九千四百円」に、「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同表二

二七七 講習手数料

法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について七百五十円
法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間について二千三百五十円
法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間について二千円
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間について四千六百五十円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	講習一時間について四千四百五十円
法第百八条の二第二項第五号に掲げる講習	講習一時間について四千円
法第百八条の二第二項第六号に掲げる講習	講習一時間について四百円
法第百八条の二第二項第七号に掲げる講習	講習一時間について三百円
法第百八条の二第二項第八号に掲げる講習	講習一時間について三百円
法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習	講習一時間について六百円

法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習	法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	五百十円
		普通自動車免許に係る講習	講習一時間について二千五百五十円
法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習	法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間について二千七百円
		普通自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間について二千五百五十円
法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習	法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間について二千四百円
		法第九十二条の二第二項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	五百円
法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習	法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第二項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	八百円
		法第九十二条の二第二項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	千三百五十円（国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、八百円）
法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習	法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受	五千六百円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百

法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	二千二百五十円
	「千五百円」を「千三百五十円」に改める。	一万三千二百円（当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、九千五百円）

別表第六の二十八の項中「八百五十円」を「九百円」に改め、同表二十九の項中「千五百円」を「千三百五十円」に改める。

別表第七の一の項中「四千五百円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表二の項中「七千円」を「六千七百円」に、「六千四百円」を「六千円」に、「二千三百円」を「二千二百円」に、「七千八百円」を「七千四百円」に改め、同表三の項及び四の項中

二千四百五十円	二千二百円
二千四百五十円	二千二百円
千八百五十円	二千円

を
に改め、同表五の項中

第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に、「必要な」を「助言その他の必要な」に改める。

第六十二条の二の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。))に該当する小規模多機能型居宅介護(同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。))をいう。以下この条において同じ。の事業を行う者をいう。以下この条において同じ」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))を加え、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。第一号及び第三号において「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七

項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。))にあつては、十八人」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第六十二条の二第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「介護保険法」の下に「(平成九年法律第二百二十三号)」を加える。

第七十四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 嘱託医 一以上
 - 二 看護師 一以上
 - 三 児童指導員又は保育士 一以上
 - 四 機能訓練担当職員 一以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 第七十七条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

第七十九条中「第三十八条まで、第四十条から」を削り、「、第五十四条」を「及び

第五十四条」に改め、「及び第七十一条」及び「第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条」とを削り、「第七十一条第六号」を「第三十九条第六号」に改め、「第七十一条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」とを削る。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（利用定員）

第八十一条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第八十二条中「第三十八条まで、第四十条から」、「第七十一条」及び「第七十七条」を削る。

第九十一条第一項中「から第三項まで」を、「第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十一号

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九十八条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する小規模多機能型居宅介護（同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）をいう。以下この条及び第百十二条第一号において同じ。）の事業を行う者をいう。以下この条及び第百十二条第一号において同じ。）の事業を行う者をいう。以下この条及び第百十二条第一号において同じ。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第百十二条第一号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の下に「（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。同号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。同号において同じ。）を加え、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項）」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）」に改め、「第十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人

二十九人

十八人

第九十八条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第九十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「介護保険法」の下に「(平成九年法律第二百一十三号)」を加える。

第百十二条の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第六十三条第五項」の下に「又は第九十七条第一号第六項」を加え、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「九人」の下に「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人)」を加え、同条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第二号ハ」の下に「又は第九十五条第二項第二号ハ」を加える。

附則第三条の次に次の六条を加える。

(地域移行支援型ホームの特例)

第三条の二 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第九十九条第一項(第二百二条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

イ 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九条第二項第二号の規定により県が定める区域をいう。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が、事業を開始する時点において同条第一項に規定する都道府県障害福祉計画で定める当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない場合に、当該区域において事業を行うものであること。

ロ 県における指定共同生活援助等の量が、事業を開始する時点において法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画で定める県の指定共同生活援助等の必要な量に満たないこと。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業等について第九十九条第二項から第九項まで(第二百二条の六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第九十九条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

第三条の三 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(次条、附則第三条の五及び第三条の七において「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならぬ。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

第三条の四 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

第三条の五 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下この条において「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第三条の六 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等については、第九十九条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第三条の四に定める期間内に附則第三条の五に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

第三条の七 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下この項において「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他

知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附則第四条中「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（次条において「指定共同生活援助の事業等」という。）を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第六条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十二号

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第十一項中「。次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。」を削り、「以下この項から第十三項まで」を「次項及び第十三項」に、「指定短期入所生活介護事業所等の利用者」を「事業所の利用者」に改め、同条第十二項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、「併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所（指定地域密着型サービス（介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下この項及び第十四項において同じ。）に該当する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所（指定地域密着型サービスに該当する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。第十四項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の

事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。第十四項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所」に改め、同条第十四項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスをいう。）に該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）」を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「併設される事業所に」に改め、「規定により」を削り、「において、」を「のうち」に、「当該事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の」を「併設される事業所の」に改め、同条に次の一項を加える。

15 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「以下次項」を「次項」に改め、同条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号。以下「予防サービス条例」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の法（第四十二条第三項、第九十九条第一項第三号及び第

百三十一条第一項第三号において「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）に、「指定介護予防訪問介護（予防サービス条例第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条を「又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この項及び次項」に改め、同条第四項中「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）に該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第六十四条第四項において「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ）」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう」に、「指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所」を「指定地域密着型サービス基準第六條第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第五項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「予防サービス条例第五條第一項から第四項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者数が五十又はその端数を増すごとに一以上とすることができる。

第七條第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第五條第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「予防サービス条例第七條第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第十三條中「介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八條第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者を招集して行う会議」を「山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十六年山梨県条例第七十八号。第六百六十四條第二項において「指定居宅介護支援基準条例」という。）第十五條第九号に規定す

るサービス担当者会議」に改める。

第四十二條第三項中「基準該当介護予防訪問介護（予防サービス条例第四十二條第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第百十五條の四十五の三第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。第百三十一條第一項第三号において同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十四條第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第四十二條第三項に規定する第一号訪問事業」に、「予防サービス条例第四十四條第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十八條第三項中「予防サービス条例第四十八條第一項に」を「山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号。以下「予防サービス条例」という。）第四十八條第一項に」に改める。

第六十三條中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第六十四條第四項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者」を「指定地域密着型サービス基準第三條の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」に改め、「と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の下に「（指定地域密着型サービス基準第三條の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）」を加え、「うち」を「うち」に、「当該事業所」を「当該指定に係る事業所」に改め、同条第五項中「指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下この項において「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下この項において同じ）」を「指定地域密着型サービス基準第七十一條第十項に規定する指定複合型サービスをいう」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十條に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の」に、「指定複合型サービス事業者が当該」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一條第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該指定に係る」に改める。

第七十九條中「できるような」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十四條に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次條第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百十條第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつ

つ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条第五項、第三百三十九条第四号及び第四百十条第六項において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第八十五条に次の一項を加える。
5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第三百六十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれて環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四百十条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十八条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。
第九十九条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者（予防サービス条例第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第一百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（予防サービス条例第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改め、同条第八項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「予防サービス条例第九十七条第一項から第七項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第一百一条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第九十九条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「予防サービス条例第九十九条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。
第一百十条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第一百十条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第一条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。
第一百一十一条第二項第五号中「次条において準用する第三十九条第二項」を「前条第二項」に改める。

第一百十二条中「第四十条まで」を「第三十八条まで、第四十条」に改める。
第一百十四条第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第一百八条に次の一項を加える。
4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。
第一百二十九条第二項第六号中「第三十九条第二項」を「第一百十条の二第二項」に改める。

第一百三十条中「第四十条まで」を「第二十八条まで、第四十条」に、「第一百十条」を「第一百十条の二」に改め、「療養通所介護従業者」との下に「、第一百十条の二第四項中「第一百一条第四項」とあるのは「第一百八条第四項」と」を加える。

第一百三十一条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護（予防サービス条例第一百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）」を「法第一百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第一号通所

事業の」に、「十五人」を「十五」に改め、同条第七項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「予防サービス条例第一百二十二条第一項から第六項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第三百三十三条第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第三百三十一條第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「予防サービス条例第一百十四條第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第三百三十四條中「から第四十條まで」を、「第四十條」に改める。

第三百三十五條中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第三百三十九條に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第四百十條に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十五條第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六百六十四條に次の一項を加える。

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援基準条例第四条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第八百八十一條中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所）を」「指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二條第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居

宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所）に改める。

第八百八十七條中「看護職員」と」の下に、「第百六十四條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第九百九十條第一項第四号イ中「六・四平方メートル」の下に「以上」を加える。

第二百十六條第三項を削る。

第二百十七條第二項第二号イ中「利用者」の下に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」に改め、「以上並びに介護予防サービスの利用者のうち同令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一」を削る。

第二百二十二條を次のように改める。

第二百二十二條 削除

第二百三十五條第二項第八号を削る。

第二百四十五條第三項中「指定地域密着型サービスに該当する」を「指定地域密着型サービス基準第四十一條に規定する」に改める。

第二百四十六條第二項第十号を削る。

第二百四十七條中「から第二百二十六條」を、「第二百二十三條から第二百二十六條」に改める。

第二百五十七條の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同條に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針（第四条）

第二節 人員に関する基準（第五条・第六条）

第三節 設備に関する基準（第七条）

第四節 運営に関する基準（第八条―第三十八條）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三十九條）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十二條―第四十

目次中

を「第二章 削除」に、「第五十一条」を「第五十条の二」に、

条―第四十一条)

六条)―

「第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針(第九十六条)

第二節 人員に関する基準(第九十七条・第九十八条)

第三節 設備に関する基準(第九十九条)

第四節 運営に関する基準(第一百条―第一百七条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百八条 第一百

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第一百十二条―第一百五条)

を「第七章 削除」に、「第一百十九条」を「第一百八条の二」に改める。

一条)

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四十条から第四十六条まで 削除

第四十八条第三項中「居宅サービス条例第四十八条第一項に」を「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号。以下「居宅サービス条例」という。)第四十八条第一項に」に改める。

第三章第四節中第五十一条の前に次の十二条を加える。

(内容及び手続の説明及び同意)

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十四条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を記載した文書を交付して説明を行い、

当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第五十条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（介護予防サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所において通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業者を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第五十条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。第八十六条第一号、第二百二十六条第一号及び第三百三十九条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第五十条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第五十条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第五十条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第五十条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五十条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第五十一条第一項中「法定代理受領サービス」の下に「(法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス費をいう。以下同じ。)」を、「利用料」の下に「(同条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)」を、「介護予防サービス費用基準額」の下に「(同条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。))をいう。以下同じ。))」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十一条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
第五十四条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十四条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第五十四条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第五十四条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程(第五十四条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第五十四条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第五十四条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事

業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十四条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第五十四条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村への協力)

第五十四条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十四条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十四条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第五十五条第二項第一号中「次条において準用する第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第二号中「次条において準用する第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

第五十七条第一項中「介護予防」の下に「（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）」を加える。

第六十一条第一項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第六十二条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）及び第三十五条から第三十七条まで並びに第一節、第四節（第五十一条第一項及び）を「第一節、第四節（第五十条の九、第五十一条第一項、第五十四条の八第五項及び第六項並びに）」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十六条」を「第五十条の二第一項中「第五十四条」に、「第十九条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護」を「第五十条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一条中」を「第五十一条第二項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条第二項中「設備、備品等」と

あるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十二条において準用する第五十四条」と、第五十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」とを「基準該当介護予防訪問入浴介護」とに改め、「前項」との下に、「第五十一条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」とを加え、「第五十五条第二項中「次条」を「第五十四条の四中「第五十四条」に、「第六十二条」を「第六十二条において準用する第五十四条」に改める。

第六十四条第一項第一号イ中「常勤換算方法」の下に「(当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)」を加える。

第七十三条第二項第四号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第六号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第七十四条中「第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十七条まで及び第五十三条」を「第五十条の二、第五十条の三、第五十条の五から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条及び第五十四条の二から第五十四条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条第一項中「第二十六条」を「第五十条の二第一項中「第五十四条」に、「第十三条中」を「第五十条の七中」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と、第五十四条の四中「第五十四条」に改める。

第八十三条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第八十四条中「第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十七条まで、第五十三条」を「第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二から第五十四条の五まで、第五十四条の七から第五十四条の十一まで」に、「訪問介護員等」を

「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条第一項中「第二十六条」を「第五十条の二第二項中「第五十四条」に、「第十三条中」を「第五十条の七中」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と、第五十四条の四中「第五十四条」に改める。

第八十六条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第百二十五条第二号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第八条の二第十四項に規定する指定介護予防サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(次号及び第百二十五条第六号において「構成員」という。))により構成される会議をいう。第六号並びに第百二十五条第一号及び第六号において同じ。」に改め、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十四号とし、同条第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百二十五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十二条第二項第一号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第三号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第九十三条中「第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十七条まで、第五十三条」を「第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の十、第五十条の十

二、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二から第五十四条の五まで、第五十四条の七から第五十四条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条第一項中「第二十六条」を「第五十条の二第一項中「第五十四条」に、「第十三条中」を「第五十条の七中」に、「第十八条中」を「第五十条の十二中」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と、第五十四条の四中「第五十四条」に改める。
第七章を次のように改める。

第七章 削除

第九十六条から第九十五条まで 削除

第八章第四節中第九十九条の前に次の二条を加える。

(利用料等の受領)

第九十六条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービスの額の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の規定により支払を受けるもののほか、次に掲げる費用の利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 食事の提供に要する費用
- 三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容

及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(緊急時等の対応)

第九十六条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第九十六条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

第九十六条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によつて指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第九十六条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第九十六条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 第一項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、

整備及び点検を行うよう努めなければならない。

第百二十二条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第百二十三条中「第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十七条まで、第六十八条、第一百条及び第一百二条から第一百四十五条まで」を「第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十一まで、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで及び第六十八条」に、「第八条第一項中「第二十六条」を「第五十条の二第二項中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十三条中」を「第五十条の七中」に、「第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第三十条中「第二十六条」を「第五十四条の四中「第五十四条」に、「同条中「訪問介護員等」とあり、及び第百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第百二十五条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百二十六条第一号中「アセスメント」の下に「（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。）」を加える。

第百三十二条第一項第二号イ及びロ中「第百四条第一項」を「第百二十条の四第一

項」に改める。

第百三十三条中「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に改める。

第百三十九条に次の一項を加える。

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百三十九条の次に次の一条を加える。

（衛生管理等）

第百三十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第百四十一条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第百四十二条中「第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十七条まで、第五十三条、第百二条、第百四条及び第百五条」を「第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四から第五十四条の十一、第百二十条の二及び第百二十条の四」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十四条の四中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第百五十三条第一項第二号イ及びロ中「第百四条第一項」を「第百二十条の四第一項」に改める。

第百五十九条中「第百三十七条」の下に「、第百三十九条の二」を加え、「第百二条」を「第百二十条の二」に改める。

第六百六十五条の見出しを「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下この条及び第二百三十二条第三項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）」に、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第六百六十六条第四項、第六百六十九条第一項及び第七十条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第七十一条中「第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条」を「第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四から第五十四条の七まで、第五十四条の八」に、「第三十五条から第三十七条まで、第五十三条、第二百二条、第四百四条、第五百五条」を「第五十四条の九から第五十四条の十一まで、第二百二条の二、第二百二条の四」に、「第十九条第二項中「内容、当該指定介護予防訪問介護」を「第五十条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一条中」を「第五十一条の二中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第三十条中「第二十六条」とあるのは「第七十一条において準用する第三百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とを削り、「第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第七十一条において準用する第三百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」との下に、「第三百三十九条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加え、「第七十一条」を「第七十一条」に改める。

第七十四条第一項第四号イ中「六・四平方メートル」の下に「以上」を加える。

第八十条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第五号中「第三十四

条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第八十一条中「第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十七条まで、第五十三条、第二百二条、第四百四条」を「第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで、第二百二条の二、第二百二条の四」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十四条の四中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第二百二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第九十一条第二項中「第二百四条第一項」を「第二百四条」に改める。
第九十六条中「第二百二条」を「第二百二条の二」に、「第二百二条第三項」を「第二百二条の二第三項」に改める。

第二百二条第三項を削る。
第二百三条第一項第二号イ中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であり、及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号イ中「利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上」を削る。
第二百六条第一項及び第四項中「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に改める。
第二百八条を次のように改める。

第二百八条 削除

第二百六条第二項第二号を削り、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改め、同号を同項第七号とする。

第二百七条中「第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第

三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第五十二条、第五十三条、第四百四条及び第五百五条」を「第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の四から第五十四条の八まで、第五十四条の十、第五十四条の十一、第二百一十條の四及び第三百九條の二」に、「第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百一十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十二条を「第五十二条及び第五十四条の四」に、「読み替える」を「同条中「第五十四条」とあるのは「第二百一十二条」と読み替える」に改める。

第二百二十五条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。
第二百三十条第一項及び第四項中「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に改める。

第二百三十二条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は法第十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（居宅サービス条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。次項第一号において同じ。）、指定通所介護（居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。次項第二号において同じ。）に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護をいう。」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。」並びに法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。次項第一号において「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。次項第二号において「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

第二百三十三条第二項第四号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百三十四条中「第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第五十二条、第五十三条、第四百四条、第五百五条」を「第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の四から第五十四条の八まで、第五十四条の十、第五十四条の十一、第二百一十條の四、第三百九條の二」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十二条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この節及び次節」と、第五十四条の四中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十二条中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第五十四条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第五十二条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三条第二項中「この節及び次節」とを削る。

第二百四十三条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
第二百四十七条第二項第一号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第二百四十八条中「第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十七条まで、第五十三条並びに第二百一十二条第一項及び第二項」を「第五十条の二から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の五から第五十四条の十一まで並びに第二百一十條の二第一項及び第二項」に、「第八条第一項中「第二十六条」を「第五十条の二第二項中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十条」を「第五十条の四」に、「第十四条第二項」を「第五十条の八第二項」に、「第十八条」を「第五十条の十二」に、「第十九条第一項中」を「第五十条の十三第一項中」に、「第二十一条中」を「第五十一条の二中」に、「第二百一十二条第二項」を「第二百一十條の二第二項」に改める。

第二百五十一条の見出しを「（介護予防福祉用具貸与計画の作成）」に改める。
第二百五十五条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条」を「第五十条の二から第五十条の八まで、第五十条の十から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の五から第五十四条の七まで、第五十四条の

八」に、「第三十五条から第三十七条まで、第五十三条並びに第二百二条第一項及び第二項」を「第五十四条の九から第五十四条の十一まで並びに第二百二十条の二第一項及び第二項」に、「に準用」を「について準用」に、「第八条第一項中「第二十六条」を「第五十条の二第一項中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護事業者」に、「第十条」を「第五十条の四」に、「第十四条第二項」を「第五十条の八第二項」に、「第十八条」を「第五十条の十二」に、「第十九条第一項」を「第五十条の十三第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一条中」を「第五十一条の二中」に、「第二百二条第二項」を「第二百二十条の二第二項」に改める。

第二百六十一条第二項第二号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第三号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第二百六十二条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十三条、第二十九条、第三十一条から第三十七条まで、第五十三条、第二百二条第一項及び第二項」を「第五十条の二から第五十条の八まで、第五十条の十から第五十条の十二まで、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の三、第五十四条の五から第五十四条の十一まで、第二百二十条の二第一項及び第二項」に、「第八条第一項中「第二十六条」を「第五十条の二第二項」に、「第五十条の四」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十条」を「第五十条の四」に、「第十四条第二項」を「第五十条の八第二項」に、「第十八条中」を「第五十条の十二中」に、「第二百二条第二項」を「第二百二十条の二第二項」に、「第二百四十三条」を「第二百四十三条第一項」に改める。

(山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

(山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十六年山梨県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第十六号とし、同条第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号)に規定する訪問介護計画その他の計画の提出を求めるものとする。

第十五条に次の一号を加える。

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十一条第二項第一号中「第十五条第十二号」を「第十五条第十三号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下この条及び附則第九条第一項において「整備法」という。)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(附則第四条第三項において「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

一 第二条の規定による改正前の山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(次条第七項及び附則第五条第一項第二号において「旧居宅サービス条例」という。)第五条第二項及び第五項、第七条第二項、第四十二条第三項並びに第四十四条第二項の規定

二 第三条の規定による改正前の山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(以下「旧予防サービス条例」という。)第四条及び第六条から第四十六条までの規定

第三条 前条に定めるもののほか、旧指定介護予防訪問介護の事業の基準は、この条及び次条に定めるとおりとする。

- 2 旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者（次項及び第七項並びに次条第二項において「旧指定介護予防訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（次項及び第六項において「旧指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（旧指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第八条の第二項に規定する政令で定める者をいう。次項において同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。次項において同じ。）で、一・五以上とする。
- 3 旧指定介護予防訪問介護事業者は、旧指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該旧指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（以下この項及び附則第六条第六項において「居宅サービス条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第七項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（居宅サービス条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下この項及び第七項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における旧指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護の利用者。以下この項から第六項までにおいて同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 4 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第三項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら旧指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する旧指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同令第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。
- 6 第三項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している旧指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該旧指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任

者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一以上とすることができる。

7 旧指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、旧居宅サービス条例第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四条 旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合にあっては、附則第二条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防サービス条例第七条第二項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（第四条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「当該第一号訪問事業」と、「居宅サービス条例第七条第一項に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第一号訪問事業の」と読み替えるものとする。

2 旧指定介護予防訪問介護事業者が前項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合にあっては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第三項	
指定訪問介護事業者（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（以下この項及び附則第六条第六項において「居宅サービス条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第七項において同じ。）	介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
指定訪問介護（居宅サービス条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下この項及び第七項において同じ。）の事業	当該第一号訪問事業

前条第七項	又は指定訪問介護 指定訪問介護事業者	又は当該第一号訪問事業
	指定訪問介護の事業	第三項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	旧居宅サービス条例第五条第一項から第四項までに規定する	当該第一号訪問事業
		市町村の定める当該第一号訪問事業の

3 旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合がある場合は、次の表の上欄に掲げる附則第二條第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防サービス条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十二條 第三項	基準該当訪問介護（居宅サービス条例第四十二條第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第四十四條 第二項	同項及び同條第二項に規定する 基準該当訪問介護の事業	市町村の定める当該第一号訪問事業の
	居宅サービス条例第四十四條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）
第五條 旧法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八條

の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（附則第七條第五項及び第八條第三項において「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

一 第一條の規定による改正前の山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例第四十五條第十二項の規定

二 旧居宅サービス条例第九十九條第一項第三号及び第八項、第一百一條第四項、第三百一十一條第一項第三号及び第七項並びに第三百三十三條第四項の規定

三 旧予防サービス条例第八條から第十四條まで（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第十五條（第七條において準用する場合に限る。）、第十七條（第六條及び第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第十九條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第二十一條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第二十三條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第二十四條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第二十五條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第二十七條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第二十八條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第三十條から第三十三條まで（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第三十四條第一項から第四項まで（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第三十四條第五項及び第六項（第七條において準用する場合に限る。）、第三十五條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第三十七條（第七條及び第八條において準用する場合に限る。）、第九十六條から第九十八條まで、第一百條から第一百五條まで、第一百六十五條、第一百六十六條第四項、第一百六十九條第一項並びに第七十條の規定

2 前項第三号の規定を適用する場合には、旧予防サービス条例第七條中「第三十條から第三十七條まで」とあるのは「第三十條から第三十五條まで、第三十七條」と、旧予防サービス条例第一百五條中「第三十五條から第三十七條まで」とあるのは「第三十五條、第三十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第五十三條第二項」とあるのは「第五十三條第二項」と読み替えるものとする。

第六條 前條に定めるもののほか、旧指定介護予防通所介護の事業の基準は、この條から附則第八條までに定めるとおりとする。

2 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「旧指定介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに旧指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

3 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室は、次のとおりとする。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

二 相談室は、遮蔽物の設置その他の方法により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

4 第二項に掲げる旧指定介護予防通所介護の事業を行う事業所の設備は、専ら当該旧指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する旧指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の場合（旧指定介護予防通所介護事業者が第二項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に旧指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

6 旧指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（居宅サービス条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス条例第一百一条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第二項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七条 旧指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する旧指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 旧指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 旧指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する旧指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 旧指定介護予防通所介護事業者は、前条第五項の旧指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。

第八条 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を受けている場合にあっては、次の表の上欄に掲げる附則第五条第一項第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防サービス条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十七条 第一項第三号	指定通所介護事業者（居宅サービス条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
第九十七条 第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	指定通所介護（居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業
第九十七条 第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	又は指定通所介護	又は当該第一号通所事業
第九十七条 第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	指定通所介護事業者	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
第九十七条 第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
第九十七条 第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	居宅サービス条例第九十九条第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

2 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が前項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を受けている場合にあっては、附則第六条第六項中「指定通所介護事業者（居宅サービス条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）とあるのは「介護保険法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る）」と読み替えるものとする。

る。)に係る指定事業者」と、「指定通所介護(居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。)の事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「居宅サービス条例第百一条第一項から第三項までに規定する」とあるのは「市町村の定める当該第一号通所事業の」と読み替えるものとする。

3 旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、次の表の上欄に掲げる附則第五条第一項第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防サービス条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第百十二条 第一項第三号</p>	<p>基準該当通所介護(居宅サービス条例第百三十一条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業</p>	<p>法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)</p>
<p>第七項</p>	<p>又は基準該当通所介護</p>	<p>又は当該第一号通所事業</p>
<p>第百十二条 第七項</p>	<p>基準該当通所介護の事業</p>	<p>第一項第三号に規定する第一号通所事業</p>
<p>第百十四条 第四項</p>	<p>居宅サービス条例第百三十一条第一項から第六項までに規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号通所事業の</p>
<p>第百十四条 第四項</p>	<p>基準該当通所介護の事業</p>	<p>第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業</p>
<p>第百十四条 第四項</p>	<p>居宅サービス条例第百三十三条第一項から第三項までに規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号通所事業の</p>

(受託介護予防サービス事業者に関する特例)

第九條 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第三条の規定による改正後の山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定め

る条例(次項において「新予防サービス条例」という。)第二百三十二条第二項の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは、「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

2 新予防サービス条例第二百三十二条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者(新予防サービス条例第二百五条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。)となる場合にあつては、同条第三項中「指定通所介護をいう。次項第二号において同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。次項第二号において同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。))に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(次項第一号において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項第二号において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」と読み替えるものとする。

山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

山梨県条例第十三号

山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例

山梨県食の安全・安心推進条例(平成二十四年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「添加物をいう」の下に「。第六号イ及び第二十七条第一項第二号において同じ」を加え、「同条第四項」を「同法第四条第四項」に改め、「器具をいう」の下に「。第六号ロにおいて同じ」を、「容器包装をいう」の下に「。同号ロにおいて同じ」を加える。

山梨県知事 後 藤 齋

第二十条中「食品衛生法」を「食品表示法（平成二十五年法律第七十号）」に改める。
第二十一条第一項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項又は第二項」を「食品表示法第四条第一項」に、「品質」を「販売の用に供する食品」に改める。

第二十七条第一項第一号中（同法第十九条第二項の規定に違反する食品等にあっては、規則で定めるものに限る。）を削り、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示法の規定に違反する食品又は添加物（同法第五条の規定に違反する食品又は添加物にあっては、規則で定めるものに限る。）

附則

この条例は、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十四号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一の」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれがある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式をいう。第六条及び別表第一において同じ。）を用いた衛生管理を行う場合
別表第一

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第二

第四条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第九条を第十条とする。

第八条第一項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「以下同じ」を「次項において同じ」に、「別表第一第一号チ(1)の規定に基づき」を「営業の施設」とに食品及び添加物（以下「食品等」という。）を取り扱う従事者（以下「従事者」という。）のうちから）に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「法第五十二条第一項の許可を受けた者（以下「許可営業業者」という。）

を「許可営業業者」に、「速やかにその旨を」を「規則で定めるところにより、」に改め、同条第二項中「十日以内にその旨を」を「規則で定めるところにより、十日以内に」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（衛生管理に関する届出）

第六条 法第五十二条第一項の許可を受けた者（以下「許可営業業者」という。）は、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を開始したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 許可営業業者は、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

一 食品等、器具及び容器包装を取り扱う施設における衛生管理は、次に定めるところによること。

イ 一般事項

(1) 食品等の原材料及び容器包装の洗浄並びに器具及び施設の清掃及び消毒の方法を定めること。

(2) 従事者、施設及び器具の能力に応じた受注を行うこと。

(3) 従事者以外の者を、食品等、器具及び容器包装を製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する場所（以下「作業場」と総称する。）に立ち入らせないこと。ただし、第二号ハ(1)から(5)までに規定する措置と同等の措置を講ずる場合にあつては、この限りでない。

ロ 施設の衛生管理

(1) 施設及びその周囲は、定期的に清掃し、常に食品衛生上支障が生ずることがないように維持すること。

(2) 作業場に、 unnecessary 物品を置かないこと。

(3) 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

(4) 作業場の採光、照明及び換気を十分に行い、並びに製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する食品等、器具又は容器包装の特性に応じて作業場の温度及び湿度を管理すること。

(5) 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず開放する場合は、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

(6) 作業場において動物を飼育しないこと。

(7) 排水溝への廃棄物の流入を防ぐ措置を講じ、かつ、排水に支障が生ずることがないように排水溝の清掃及び補修を行うこと。

- (8) 便所の清掃及び消毒を定期的に行うこと。
 - (9) 施設でおう吐があった場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- ハ 設備及び器具の衛生管理

- (1) 設備及び器具は、その用途に応じて使用すること。
 - (2) 設備及び器具に故障又は破損がある場合は、速やかに補修すること。
 - (3) 器具及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、並びに食品衛生上支障が生ずることがないように保管すること。
 - (4) 器具及びその部品の洗浄にあつては、洗浄剤を用いること。
 - (5) 洗浄剤又は消毒剤の食品等、器具及び容器包装への混入及び付着を防止すること。
 - (6) 温度計、圧力計、流量計その他の計器の機能を定期的に点検し、及び点検の結果を記録すること。
 - (7) 包丁、まな板等は、汚染された都度洗浄し、並びに作業終了後に洗浄し、及び消毒すること。
 - (8) 清掃用の器具は、専用の場所に保管すること。
 - (9) 手洗いの設備に、手洗いの洗浄剤及び消毒剤を備え、及び常にこれらを使用できる状態にしておくこと。
 - (10) 洗浄用の設備は、常に清潔に保つこと。
- ニ ねずみ、昆虫等に対する対策
- (1) 施設及びその周囲は、ねずみ、昆虫等の繁殖を防止し、及び網戸、排水溝の蓋その他のねずみ、昆虫等の侵入を防止するための設備を設置すること。
 - (2) 食品衛生上支障が生ずることがないように、ねずみ、昆虫等の生息の状況を調査し、調査の結果を踏まえてその駆除を行うこと。
 - (3) (2)の調査及び駆除の結果を一年間保存すること。
 - (4) 殺そ剤及び殺虫剤は、食品等、器具及び容器包装を汚染することがないように使用すること。
 - (5) 食品等、器具及び容器包装は、床から離して保管すること。
 - (6) 一度開封した食品等は、蓋付きの容器に入れて保管すること。
- ホ 廃棄物及び排水の取扱い
- (1) 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定めること。
 - (2) 廃棄物の容器から、汚液及び悪臭が漏れることがないようにすること。
 - (3) 廃棄物は、作業場及びその隣接する区域に保管しないこと。
- ヘ 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を実施する班の組織
- (1) 製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成

- すること。
- (2) 危害分析・重要管理点方式に関する専門的な知識及び助言は、関係団体、行政機関及び出版物等から得ることができると。
- ト 製品説明書及び製造工程一覧図の作成等

- (1) 製品の特性その他の製品の安全性に関し必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。この場合において、製品説明書には想定する使用方法、販売の対象とする消費者層等を記述すること。
 - (2) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
 - (3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置と照合し、必要な修正を行うこと。
- チ 食品等の取扱い
- (1) 製造工程ごとに発生するおそれがある全ての危害の原因となる物質の一覧(2)及び(3)において「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及びト(1)の製品の特性等を考慮し、並びに各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
 - (2) (1)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれがある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置(3)、(4)及び(8)において「管理措置」という。)を検討して危害要因リストに記載すること。
 - (3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認(6)から(8)までにおいて「モニタリング」という。)を必要とするもの(以下「重要管理点」という。)を定めることとし、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。
 - (4) 重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置を定めるため、必要に応じて製品又は製造工程を見直すこと。
 - (5) 個々の重要管理点について管理基準(危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準をいう。(6)、(9)及び(10)において同じ。)を設定すること。この場合において、当該管理基準は、温度、時間、水分含量、**PH**、水分活性、有効塩素濃度その他の測定できる指標又は外観、食感その他の人の知覚により認識できる指標により設定すること。
 - (6) 管理基準が遵守されていることを確認するため及び管理基準が遵守されてい

ない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を定め、十分な頻度で実施すること。

(7) モニタリングの実施に関する全ての記録にモニタリングを実施した担当者及び責任者が署名を行うこと。

(8) 個々の重要管理点についてモニタリングにより当該重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(9)において「改善措置」という。)を定めて適切に実施すること。

(9) 改善措置には、管理基準が遵守されていないことにより影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

(10) 管理基準が遵守されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

リ 使用する水等の管理

(1) 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道又は同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用する場合は、規則で定めるところにより、年一回以上水質検査を行い、水質検査の結果を一年間保存すること。ただし、暖房、防火その他の食品の製造に直接関係ない目的で水を使用する場合、食品の安全に影響を及ぼさない工程において殺菌した海水を使用する場合及び飲用に適すると認められた水を用いて製造した塩水を使用する場合には、この限りでない。

(2) 水源等が汚染されたおそれがある場合は、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。

(3) (1)又は(2)の水質検査の結果、その水が飲用に適さないと認められた場合は、直ちに知事に報告した上、その指示に従うこと。

(4) 水道水以外の水を使用する場合は、殺菌するための装置が正常に作動していることをあらかじめ確認すること。

(5) 貯水槽を定期的に清掃すること。

(6) 水は、飲用に適すると認められた水を用いて製造し、並びに食品衛生上支障が生ずることがないように取り扱い、及び貯蔵すること。

(7) 水を再利用する場合は、食品の安全性に影響することがないように殺菌処理及び浄水処理を行うこと。

ヌ 食品衛生責任者の選任等

(1) 許可営業者(法第四十八条第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。(2)から(5)までにおいて同じ。)は、施設ごとに従事

者のうちから専任の食品衛生責任者を選任すること。

(2) 許可営業者は、食品衛生責任者に、規則で定めるところにより、知事が指定する講習会を受けさせること。ただし、食品衛生責任者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 栄養士(栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第一条第一項に規定する栄養士をいう。)

(ロ) 調理師(調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第二条に規定する調理師をいう。)

(ハ) 製菓衛生師(製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五号)第二条に規定する製菓衛生師をいう。)

(ニ) 知事が指定する講習会を受けた者その他規則で定める者

(3) 許可営業者は、知事から食品衛生責任者に衛生に関する講習会を受けさせるべき旨の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(4) 許可営業者は、食品衛生責任者に、施設の衛生管理を行うよう指示すること。

(5) 許可営業者は、食品衛生責任者から食品衛生上の危害の発生を防止するための衛生管理の方法について意見があった場合は、その意見を尊重した上、当該衛生管理の方法の改善を図ること。

ル 記録の作成及び保存

(1) ちに規定する基準により実施した業務について記録を作成し、及びその記録を保存すること。

(2) 取り扱う食品等、器具及び容器包装に係る製造又は加工の状態、販売先その他食品衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な事項に関する記録を作成し、及びその記録を保存すること。

(3) (1)及び(2)の記録の保存期間は、取り扱う食品等、器具及び容器包装の流通の実態に応じた合理的な期間とすること。

ヲ 回収及び廃棄

(1) 食品等、器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生した場合の食品等、器具又は容器包装の回収の実施の体制及び方法を定めること。

(2) (1)に規定する場合に回収した食品等、器具又は容器包装を、他のものと明確に区分して保管し、及び廃棄その他の危害を除去するために必要な措置を講ずること。

ワ 営業の施設に係る食品衛生上の管理に関する運営の要領(以下「管理運営要領」という。)の作成等

(1) 管理運営要領を作成し、従事者に対しその内容について周知を図ること。

(2) (1)で作成した管理運営要領を定期的に検証した上、当該管理運営要領の見直しを行うこと。

カ 検査の保存

飲食店営業のうち、弁当屋、仕出し屋その他の規則で定める営業を行う者にあつては、規則で定めるところにより、検査を保存すること。

ヨ 情報の提供等

(1) 製造し、加工し、調理し、又は販売する食品等、器具及び容器包装の安全性に関する情報を消費者に提供すること。

(2) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器包装に起因し、若しくは起因すると疑われる健康被害（医師により診断されたものに限る。）に関する情報の提供を消費者から受けた場合又は食品等、器具若しくは容器包装が法に違反して製造され、加工され、調理され、若しくは販売された事実を発見した場合は、速やかにその旨を知事に報告すること。

(3) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器包装に係る異味又は異臭の発生、異物（摂取されることにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるガラス、金属片その他のものをいう。別表第二第一号へ(6)及び(7)において同じ。）の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できない情報の提供を消費者等から受けた場合は、速やかにその旨を知事に報告すること。

二 従事者の衛生管理は、次に定めるところによること。

イ 従事者に対する食品衛生上必要な事項に関する教育

従事者に対し、食品等、器具及び容器包装を食品衛生上支障が生ずることがないように取り扱う方法、これらの汚染を防止する方法、適正な手洗いの方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

ロ 従事者の健康管理

(1) 従事者に食品衛生上必要な健康診断を受けさせ、その健康状態を把握すること。

(2) 知事から従事者に検便を受けさせるべき旨の指示があつた場合は、その指示に従うこと。

(3) 従事者が食品を介して感染するおそれがある疾病にかかっていることが疑われる症状を呈している場合は、食品等、器具又は容器包装に直接接する作業に従事させないようにとともに、医師の診断を受けさせること。

(4) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項に規定する感染症の患者又は無症状病原体

保有者であることが判明した場合は、同条第二項の規定に従い、食品等、器具又は容器包装に直接接する作業に従事させないこと。

ハ 従事者の服装等

(1) 衛生的な作業着、帽子、はき物等を着用させ、かつ、そのまま作業場の外に出ないようにさせること。

(2) 指輪、腕時計等を作業場に持ち込まないこと。

(3) 手袋を使用させる場合は、次に定めるところによること。

(イ) 食品に直接接する部分が繊維その他洗浄及び消毒をすることが困難な材質により作られた手袋を使用させないこと。

(ロ) 作業の前、便所を利用した後及び未洗浄の食品を取り扱った後は、未使用の手袋と交換させること。ただし、食品に直接接する部分が繊維その他洗浄及び消毒をすることが困難な材質以外の材質により作られた手袋であつて、殺菌剤を用いて適切に消毒する等衛生上必要な措置を講じたものを使用させる場合は、この限りでない。

(4) 常に爪を短い状態に保たせ、かつ、作業の前、便所を利用した後及び未洗浄の食品を取り扱った後に、手指の洗浄及び消毒を行わせること。

(5) 作業場において、着替え、喫煙及び飲食をさせないこと。

三 運搬時の衛生管理は、次に定めるところによること。

イ 運搬に用いるコンテナ等の管理

(1) 食品等、器具及び容器包装の運搬に用いるコンテナ及び車両の荷台は、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用すること。

(2) (1)に規定するコンテナ及び車両の荷台は、食品衛生上支障が生ずることがないように洗浄及び消毒を行うこと。

(3) 包装ができない食品等を運搬する場合は、専ら食品の運搬の用に供するコンテナ又は車両を使用すること。

ロ 運搬の方法

(1) 食品等、器具及び容器包装は、区分して積載すること、密閉することができない容器に収納することその他のこれらが汚染されることがない方法により運搬すること。

(2) 保存の方法が定められている食品等は、当該方法を遵守して運搬すること。

(3) 弁当及びそうざいは、飲食を予定する時間を見込んで運搬すること。

四 販売時の衛生管理は、次に定めるところによること。

食品等に長時間日光が直射しないようにすること、食品等はその特性に応じた温度で陳列することその他の食品衛生上支障が生ずることがない方法により、食品等

を販売すること。

別表第三中「第八条関係」を「第九条関係」に改め、三十五の項を三十七の項とし、二の項から三十四の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 法第四十八条第六項第三号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	十五万円
三 法第四十八条第六項第四号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会登録申請手数料	九万円

別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

- 一 食品等、器具及び容器包装を取り扱う施設における衛生管理は、次に定めるところによること。
- イ 一般事項
 - 別表第一第一号イに定めるところによること。
- ロ 施設の衛生管理
 - 別表第一第一号ロに定めるところによること。
- ハ 設備及び器具の衛生管理
 - 別表第一第一号ハに定めるところによること。
- ニ ねずみ、昆虫等に対する対策
 - 別表第一第一号ニに定めるところによること。
- ホ 廃棄物及び排水の取扱い
 - 別表第一第一号ホに定めるところによること。
- ヘ 食品等の取扱い
 - (1) 原材料は、保存の状態、表示等について点検した上、仕入れること。
 - (2) 原材料は、製造し、加工し、及び調理する食品等に適するものを選択し、並びに原材料に適した方法により保存すること。
 - (3) 冷蔵庫その他食品等を保存する設備の内部にあつては、当該食品等が他の食品等から汚染されることがないように、区分して保存すること。
 - (4) 食品等は、その特性、飲食に供する方法等に応じて、製造、加工、調理、貯

蔵、運搬及び販売の各段階において作業及び保管の時間並びに食品等の温度を管理すること。

- (5) 容器包装は、食品等を汚染及び損傷から保護し、かつ、適切な表示をすることができる材質及び形状のものを使用すること。
- (6) 食品等への異物の混入を防止するための措置を講ずること。
- (7) 分割され、又は細切された食品について、異物の混入その他の異常の有無を確認し、異常が認められた場合は、当該異常が認められた部分を廃棄すること。
- (8) アレルギー性疾患の原因となるおそれがある食品を原材料として使用していない食品に、その製造工程において、アレルギー性疾患の原因となるおそれがある食品が混入することがないように措置を講ずること。
- (9) 食品等は、おう吐物等により汚染されたおそれがある場合は、廃棄すること。
- (10) 製造し、又は加工した製品について、規則で定めるところにより、一年以上食品の安全性の確保のための検査を行い、及びその結果を一年間保存すること。
- (11) 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上化学線量計を用いて食品が吸収した線量を検査し、及びその結果を二年間保存すること。
- ト 使用する水等の管理
 - 別表第一第一号リに定めるところによること。
- チ 食品衛生責任者の選任等
 - 別表第一第一号チに定めるところによること。
- リ 記録の作成及び保存
 - (1) 取り扱う食品等、器具及び容器包装に係る製造又は加工の状態、販売先その他食品衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な事項に関する記録を作成し、及びその記録を保存すること。
 - (2) (1)の記録の保存期間は、取り扱う食品等、器具及び容器包装の流通の実態に応じた合理的な期間とすること。
- ヌ 回収及び廃棄
 - 別表第一第一号ヌに定めるところによること。
- ル 管理運営要領の作成等
 - 別表第一第一号ルに定めるところによること。
- ヲ 検査の保存
 - 別表第一第一号カに定めるところによること。
- ワ 情報の提供等
 - 別表第一第一号ヨに定めるところによること。

- 二 従事者の衛生管理は、別表第一第二号に定めるところによること。
- 三 運搬時の衛生管理は、別表第一第三号に定めるところによること。
- 四 販売時の衛生管理は、別表第一第四号に定めるところによること。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十五号

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県工業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中 「形彫放電加工機」 同 一二二、三四〇円 を「形彫放電加工機」 同 一四、八八〇円

工機 一同一二二、三四〇円に、 「精密平面研削盤」 同 二、二一〇円 を「精密平面研削盤」 同 四一〇円

精密平面研削盤一同二、二一〇円に、 「高精度高速小径微細加工機」 同 一同一七〇円

二、一七〇円 を「高精度高速小径微細加工機」 一同一七〇円に、 「面粗さ輪郭形状測定機」 同 六〇〇円

AGレーザ加工装置 同 一、九八〇円 を「表面粗さ輪郭形状測定機」 一同一六四〇円に、 「積層造形装置」 同 二、五九〇円

〇〇円に、 小型粉碎機 同 三九〇円 を「小型粉碎機」 一同一三九〇円に、 「微分干渉顕微鏡」 同 三四〇円

円に、 ダイヤホドメーター 同 六四〇円 を「ダイヤホドメーター」 一同一六四〇円に、 「平面度測定機」 同 六四〇円

円に、 高精度カット面検査装置 同 八二〇円 を「平面度測定機」 一同一六四〇円に、 「トリムソー（小型切断機）」 同 四一〇円

一六四〇円に、 精密ポリシ装置 同 四一〇円 を「トリムソー（小型切断機）」 一同一四一〇円に、 「電源周波数磁界発生器」 同 三四〇円

切断機）一同一四一〇円に、 FPGA用CADシステム 同 四一〇円 を「電源周波数磁界発生器」 一同一四一〇円に、 「精密めつき電源」 同 一四一〇円

周波数磁界発生器 一同一三四〇円に、 VHDLSミュータ 同 三二〇円

を「精密めつき電源」 一同一四〇円に、 「サンドブラスター」 同 四九〇円

を「サンドブラスター」 一同一四九〇円に、「紫外可視近赤外分光光度計」

「紫外可視近赤外分光光度計

高速溶媒抽出装置

低温恒温恒湿器

多点照度計

分光放射照度計

電界放出型電子顕微鏡

エックス線分析顕微鏡

金属3Dプリンタ

3Dスキャナ

アルコール蒸留器

エネルギー分散型微小部エックス線分析装置

熱流動評価装置（メルトインデクサー）

多機能型三次元座標測定機

耐光（耐候）性試験機

一同 七四〇円を

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

一同 一 七四〇円

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十七号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第六の十の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、同表十一の項中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表二十の項中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」に改め、同表五十の項中「建ぺい率又は高さ」を「建蔽率又は高さ」に、「都市計画区域外における公益上必要な建築物に係る建築物の容積率、建ぺい率又は高さの特例許可申請手数料」を「都市計画区域外における公益上必要な建築物に係る建築物の容積率、建蔽率又は高さの特例許可申請手数料」に改め、同項を同表五十一の項とし、同表四十九の項を同表五十の項とし、同表四十八の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「都市計画区域外における建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「都市計画区域外における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、同項を同表四十九の項とし、同表中四十七の項を四十八の項とし、四十六の項を四十七の項とし、四十五の項を四十六の項とし、同表四十四の項中「規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「規定に基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項を同表四十五の項とし、同表四十三の項を四十四の項とし、三十五の項から四十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三十四の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表中三十三の項を三十四の項とし、二十八の項から三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十七の項中「の建ぺい率」

を「の建蔽率」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表中二十六の項を二十七の項とし、二十三の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、二十二の項の次に次のように加える。

二十三 法第六十条の三第一項ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円
-----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	------

第二条 山梨県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第三条中「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物」に改める。

第九条の見出し中「木造校舎」を「学校」に改め、同条中「主要構造部が木造（準耐火構造を除く。）である学校の」を「学校の用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）は、」に、「は、避難上」を「を設ける場合においては、当該教室又は居室に避難上」に改める。

第十一条第四項中「耐火建築物」の下に「又は法第二十七条第一項の規定に適合する建築物（特定避難時間が一時間未満であるものを除く。）」を加える。

第十二条第一項第二号中「耐火建築物」の下に「又は法第二十七条第一項の規定に適合する建築物（特定避難時間が一時間未満であるものを除く。）」を加え、「十七センチメートル」を「十七センチメートル」に改める。

第十五条を次のように改める。

（マーケットの構造に関する制限）

第十五条 マーケットの用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）には、二階を設けてはならない。

第十八条中「第百十五条の二の二第一項第一号」を「第百二十九条の二の三第一項第一号」に改める。

第十九条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

一 三戸建て以下で幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したもの

二 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が令第二百二十九条の二の三第一項第一号口に掲げる基準に適合する準耐火構造であり、かつ、敷地の周囲の状況により安全上及び衛生上支障がないもの

第二十一条中「第百十五條の二の二第一項第一号」を「第百二十九條の二の三第一項第一号口」に改める。

第二十二條の二中「、又は」を「若しくは」に改め、「造られたもの」の下に「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を加える。

第二十三條の三第二号を次のように改める。

二 法第六條の三第一項又は第十八條第四項の規定による知事の構造計算適合性判定を求めようとする者 構造計算適合性判定申請手数料

第二十三條の四第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十三條の五中「から三千円を減じた額」を削り、後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十条第二項の規定の適用がある建築物に係る構造計算適合性判定申請手数料の額は、同項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされた当該建築物の部分ごとに前項の規定を適用して算定した場合における構造計算適合性判定申請手数料の額を合算した額とする。

第二十三條の八第二項中「第十八條第十四項」を「第十八條第十六項」に改め、同条第三項中「第十八條第十七項」を「第十八條第十九項」に改める。

第二十三條の十一ただし書を削る。

別表第三中「第二十三條の四、第二十三條の五関係」を「第二十三條の五関係」に、「第二十條第二号イ」を「第二十條第一項第一号イ」に、「同条第二号イ」を「同項第二号イ」に、「十七万三千円」を「十七万円」に、「十二万四千円」を「十二万円」に、「二十二万七千円」を「二十二万四千円」に、「十五万円」を「十四万八千円」に、「二十五万九千円」を「二十五万六千円」に、「十六万五千円」を「十六万二千元」に、「三十四万円」を「三十三万七千円」に、「二十万六千円」を「二十万三千元」に、「六十一万六千円」を「六十一万三千元」に、「三十四万二千元」を「三十三万九千元」に改める。

別表第六の一の項中「第七條の六第一項第一号」を「第七條の六第一項第一号若しくは第二号（これらの規定を）」に、「第十八條第二十二項第一号」を「第十八條第二十四項第一号若しくは第二号（これらの規定を）」に、「仮使用の承認」を「認定」に、「検査済証の交付を受ける前における建築物等の認定申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の認定申請手数料」に改め、同表中五十一

の項を五十二の項とし、四十八の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、四十七の項の次に次のように加える。

四十八 令第三百三十七條の十六第二号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査	移転の認定申請手数料	二万七千円
-----------------------------------------	------------	-------

附則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は平成二十七年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の日前にされた建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正前の同条第五項の規定による構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれる場合における確認申請手数料については、第二条の規定による改正前の山梨県建築基準法施行条例第二十三条の十一ただし書の規定は、なおその効力を有する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十八号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同表三十の項中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表三十一の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿へ」を「宅地建物取引士資格登録簿へ」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿手数料」に改め、同表三十二の項中「宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料」を「宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料」に改め、同表三十三の項中「基づく取引主任者証」を「基づく宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者証の交

付申請手数料」を「宅地建物取引士証の交付申請手数料」に改め、同表三十四の項中「基づく取引主任者証」を「基づく宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料」を「宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料」に改める。

別表第二の六十五の項中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同項の次に次のように加える。

六十五の二 建築士法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付	二級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料	五千九百円
六十五の三 建築士法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	二級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料	五千九百円

別表第二の九十の項の次に次のように加える。

九十の二 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）第十四条の十五第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付	宅地建物取引士証再交付手数料	四千五百円
----------------------------------------------------------------	----------------	-------

別表第二の百二十二の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表百六十三の項の次に次のように加える。

百六十三の二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料	十五万円
百六十三の三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定に基づく講習会の登録の申請	食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料	九万円

別表第二の百七十五の三の項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第五項において準用する同條第二項」に改め、同表百七十五の四の項の次に次のように加える。

百七十五の五 土壤汚染対策法第二十九条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	土壤汚染状況調査等指定調査機関指定申請手数料	三万九百円
百七十五の六 土壤汚染対策法第三十二条第二項において準用する同法第二十九条の規定に基づく指定調査機関の更新の申請に対する審査	土壤汚染状況調査等指定調査機関指定更新申請手数料	二万四千八百円

別表第二の百八十の項中「申請の」を「場合の」に、「があつた」を「をする」に改め、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合は、同条例別表第三床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額に百分の百八を乗じて得た額から二百四十円を減じた額を加えた額」を削り、「次に定める共同住宅等」を「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）以外の住宅（以下この項及び百八十一の項において「共同住宅等」という。）」に、「当該額」を「当該額」に、「これ」を「これ」に改め、同項金額の欄イ中「併せて」の下に「適合証（別に）」を、「作成した」の下に「、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が」を加え、「示す書類が提出された」を「証する書類をいう。ハ及び百八十一の項において同じ。」を提出する」に改め、同欄イ（一）中「（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同欄イ（二）中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同欄ロ中「（知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出されない）」を「適合証及び設計住宅性能評価書の写しのいずれも提出しない」に改め、同欄ロを同欄ハとし、同欄イの次に次のように加える。

ロ 申請に併せて設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書をいう。ハ及

に対する審査

二 第二条の規定 平成二十七年六月二十五日
(適用)

2 第一条の規定による改正後の山梨県手数料条例別表第二の六十五の二の項、六十五の三の項及び九十の二の項の規定は、平成二十七年四月一日以後の申請について適用する。

山梨県教育委員会組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十九号

山梨県教育委員会組織条例等の一部を改正する条例

(山梨県教育委員会組織条例の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会組織条例(平成十二年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

「六人」を「教育長及び五人」に改める。

(山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例

第一条中「給与」を「給料」に、「及び休暇」を「、休暇及び職務に専念する義務の特例」に改める。

第二条を削る。

第三条第二項を削り、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条中「給与」を「給料」に改め、「他の」を削り、同条を第五条とする。

第七条中「他の」を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七条 職務に専念する義務の特例については、一般職の職員の例による。

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「、教育長」を削る。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例

第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育長並びに」を削る。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「の各号」を削り、同項第十二号中「又は教育長」を削る。

第五条の四第一項中「若しくは」を「、教育長又は」に改め、「又は教育長」を削る。

第八条第一項中「又は教育長」を削る。

(山梨県恩給在職期間の通算に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第二十八号)

の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号及び第四項第三号イ中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

(山梨県職員旅費条例の一部改正)

第七条 山梨県職員旅費条例(昭和三十二年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「(教育長を除く。)」を削る。

(山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第八条 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和三十八年山梨県条例第八号)

の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「(教育長を兼ねる者を除く。)」を削る。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第九条 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の

改める。

別表中

委員長	日額	三五、〇〇〇円
委員	同	三一、五〇〇円

を

委員	日額	三一、五〇〇円
----	----	---------

に

改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第九条 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の

一部を次のように改正する。
第一条中「公営企業の管理者」の下に「、教育長」を加え、「、その他」を「その他」に改める。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三条の次に次の一号を加える。

四 教育長 一月につき百分の二十三

(山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正)

第十条 山梨県教育委員会職員等定数条例(平成十四年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育長及び」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の場合においては、第一条の規定による改正後の山梨県教育委員会組織条例本則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の山梨県教育委員会組織条例本則の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例本則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例本則の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第二条第一項の場合においては、第三条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第一条の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第一条の規定は、なおその効力を有する。

5 改正法附則第二条第一項の場合においては、第四条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第一条の規定は適用せず、第四条の規定による改正前の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第一条の規定は、なおその効力を有する。

6 改正法附則第二条第一項の場合においては、第五条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例第五条の二第二項第十二号、第五条の四第一項及び第八号第一項の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例第五条の二第二項第十二号、第五条の四第一項及び第八号第一項の規定は、なおその効力を有する。

7 改正法附則第二条第一項の場合においては、第七条の規定による改正後の山梨県職

員旅費条例第二条第一項第一号の規定は適用せず、第七条の規定による改正前の山梨県職員旅費条例第二条第一項第一号の規定は、なおその効力を有する。

8 改正法附則第二条第一項の場合においては、第八条の規定による改正後の山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例第一条第一号及び別表の規定は適用せず、第八条の規定による改正前の山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例第一条第一号及び別表の規定は、なおその効力を有する。

9 改正法附則第二条第一項の場合においては、第九条の規定による改正後の特別職の職員の退職手当に関する条例第一条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。

10 改正法附則第二条第一項の場合においては、第十条の規定による改正後の山梨県教育委員会職員等定数条例第一条の規定は適用せず、第十条の規定による改正前の山梨県教育委員会職員等定数条例第一条の規定は、なおその効力を有する。

山梨県県行造林条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十号

山梨県県行造林条例を廃止する条例

山梨県県行造林条例(昭和三十三年山梨県条例第十一号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十一号

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

山梨県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十二号

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十三号

山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十二年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」の下に「（次項において「失効日」という。）」を加える。

附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

3 第六条の規定にかかわらず、基金は、失効日前においてその残高が基金の設置の目的を達成するために必要な経費に充てることが見込まれる額に相当する金額を超えることとなる場合は、当該超える額に相当する金額を国庫に納付するため、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十四号

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。